

第3章 参加と交流による一体感のあるまちを築きます

1節 協働型まちづくりの推進

- 1—1. 市民の市政への参画機会の拡充 66
- 1—2. ボランティアグループ・NPOの
支援体制づくり . . . 68

2節 地域コミュニティ活動の推進

- 2—1. 町内会活動への支援 70
- 2—2. 各種団体・グループなどの
自主的活動の推進 72
- 2—3. 世代間交流の促進 74

3節 人権尊重と男女共同参画社会づくり

- 3—1. 人権尊重の推進 76
- 3—2. 男女共同参画社会の推進 78

4節 国内外の交流の推進

- 4—1. 国内・国際交流の推進 80
-

1—1. 市民の市政への参画機会の拡充

【現状と課題】

地方分権時代を迎え、市民が主体となって地域の特性や資源を活かし、自ら考え、活動するまちづくりが求められています。

本市では、そうしたまちづくりの一環として、各種計画の策定段階から市民参画を求めてきました。

少子高齢化、情報化、国際化など新しい時代への転換期を迎え、市民の行政に寄せる期待やニーズも多岐となっており、これからは一層きめ細かいニーズの把握と市政への反映を図る必要があります。

また、生活に密着した行政を推進するため、定期的な市民意識の把握や計画段階から参加できるシステムを充実する必要があります。

だれもが住んでよかったと感じられるまちづくりを実現するには、行政だけの力では難しく、個人やボランティア、民間団体など様々な主体との協働によるまちづくりを進めていかなければなりません。

さらに、市民に対する情報提供が一方通行的になりがちなことから、より分かりやすい情報提供により、公正で開かれた市政の実現を図る必要があります。

【基本的方向】

(1) 市民と行政との直接対話の推進などの広聴機能の充実

市民の声が活かされる市政の実現のため、市民との対話などを通じた広聴活動により、市民の意見、提案やニーズを的確に把握し、市政に関わる情報を市民と共有します。

(2) 市政参画機会の拡充

委員会などの委員を広く公募し、計画策定時からの、市民の行政への参画機会を拡充します。

(3) 広報紙などの充実

市政に対する市民の参加を促すため、分かりやすく親しみが持てる広報活動により、市政情報の積極的な提供や公開を推進します。

(4) マスコミや ICT（情報通信技術）を活用した広報活動の充実

進展する ICT 化により、より早く、いつでも市政情報が入手できる環境と内容の充実を図ります。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 市民と行政との直接対話の推進などの広聴機能の充実	・自治基本条例の啓発	市、市民	
	・地域懇談会の充実	市	
	・市政懇談会の充実		
	・「市長への提案ハガキ及びメール」の仕組みの充実		
	・市民アンケート調査の実施		
(2) 市政参画機会の拡充	・委員の公募	市、市民	
(3) 広報紙などの充実	・積極的に市政情報を公開	市	
	・市民から親しまれる、分かりやすい広報紙の充実		
(4) マスコミや ICT（情報通信技術）を活用した広報活動の充実	・市ホームページの充実	市	
	・モバイル広報サービスの充実		
	・マスコミを利用した広報の充実		



若い世代と市長の懇談会

1—2. ボランティアグループ・NPOの支援体制づくり

【現状と課題】

社会が複雑化し、個人の価値観やライフスタイルが多様化するなか、ボランティアグループ・NPOが地域社会に果たす役割は年々大きくなっています。

本市でも、多くのボランティアグループ・NPOが教育、福祉、防災、環境、国際交流などの様々な領域で活動しています。

このような中、ボランティアグループ・NPOに対する市民の理解をより深めるとともに、総合ボランティアセンターの早期設置により活動拠点を整備し、人材の育成、情報提供など、ボランティアグループ・NPOが活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

【基本的方向】

(1) 活動体制の整備

活動拠点となる総合ボランティアセンターを早期に整備し、活動の中心的な役割を担うコーディネーターの養成を図ります。

(2) 情報ネットワークの整備

ボランティアグループ・NPO、行政、企業、団体間で情報ネットワークを構築し、活動機会などの情報提供に努めます。

(3) ボランティア活動者の育成

ボランティア活動を一層促進するため、学習会、研修会などを開催するとともに、幅広い分野で、安全にボランティア活動ができるよう環境づくりを推進します。

(4) まちづくり団体の育成

地域の活性化の担い手である、自主的なまちづくり団体の育成を図り、ネットワーク化を推進します。

3-1-2. ボランティアグループ・NPOの支援体制づくり

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 活動体制の整備	・ 総合ボランティアセンターの設置	市	
	・ コーディネーターの養成	市、市民	
(2) 情報ネットワークの整備	・ 活動機会と情報の提供	市、市民	
	・ 関係団体との連携強化		
(3) ボランティア活動者の育成	・ ボランティアリーダーの養成	市、市民	
	・ 研修会などの開催	市	
(4) まちづくり団体の育成	・ 組織づくりの支援・助言	市、市民	
	・ まちづくり勉強会の実施		



白山守り隊によるボランティア活動
(外来植物除去作業)

提供：石川県白山自然保護センター

2-1. 町内会活動への支援

【現状と課題】

私たちが日々暮らす地域社会は、単に生活する場というだけでなく、教育の実体験現場であり、人と人とのふれあいの中、それぞれの個人が人生を創る大切な場所です。

こうした地域社会を守り、活力と融和に大きく貢献したのが町内会であり、現在 28 地区に 384 の町内会が組織されており、市民生活にかけがえのないものとなっています。

町内会活動は、これまでの人口増加や今後の少子高齢社会、また、都市基盤の整備による住環境の変化などでますます多岐多様にわたると考えられます。これらの課題に対し、柔軟に対応できる町内会組織は、市民自治の原点として、これまでも増して市政推進の大きな役割を担うものと期待されます。ただ、多くの活動を町内会長に頼る現状は反省しなければならず、負担を軽減する必要があります。

【基本的方向】

(1) 町内会活動の活性化及び支援

市民の町内会活動への積極的な参加を促進し、町内会活動の支援強化を図ります。

(2) 適正規模での町内会活動

町内会組織には大小のばらつきがあるため、歴史的経緯を尊重しつつ、適正規模になるよう町区整理事業を推進します。

(3) コミュニティ施設の整備

町内会住民の融和と親ぼくを図るコミュニティ施設は、町内会の要望を踏まえ、県の補助制度を活用して整備します。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 町内会活動の活性化及び支援	・町内会活動の支援強化	市	
	・地区公民館との連携	市、市民	
(2) 適正規模での町内会活動	・町区整理事業の推進	市、市民	
(3) コミュニティ施設の整備	・コミュニティ施設の整備、支援	市、市民	

2—2. 各種団体・グループなどの自主的活動の推進

【現状と課題】

本市には、少年、青年、壮年、女性団体など様々な地域団体があり、住みよく愛着が持てる地域づくりを目指して活動しています。

しかしながら、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、一部の団体では活動や運営が難しい状況に置かれています。特に、これまで中心になって地域行事を担ってきた青年団や女性団体などは会員減少により、活動内容そのものについて見直しを迫られる状況となっています。

魅力と活力あふれる地域づくりを行うためには市民、グループ、団体が情報を交換し、連携、協力していくことが不可欠であり、その支援体制づくりが求められています。

また、一方で、地域活動に関して公民館の果たす役割は非常に重要であり、様々な団体が自主的な活動しやすい地域社会システムの構築とそれらのネットワークに向けた支援が必要です。

【基本的方向】

(1) 各種団体・グループなどの自主的活動の促進

活動・運営体制の整備を図るとともに、地域ネットワークにより相互交流などを推進し、様々な地域団体の自主的活動の促進とそれらの連携を図ります。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 各種団体・グループなどの自主的活動の促進	・地域ネットワークの構築	市	
	・活動・運営体制の整備	市、市民	
	・地域の広場の整備（町内会集会場、公民館の活用）		
	・地域団体交流事業の支援		



成町一区集会所

2—3. 世代間交流の促進

【現状と課題】

古き良き伝統文化に裏打ちされた地域活動が低迷しており、老若男女が語り、ふれあう機会がなくなってきました。元気あふれる地域活動、世代間交流を通じて、同じ価値観を共有することが求められています。

そのためには、地域の町内会と地区公民館及び地区社会福祉協議会の連携・協働による地域における世代間交流を活発にし、地域活動の活性化を図る必要があります。

また、古くから伝わる地域行事、伝統行事など多くの伝統文化が、地域の保存団体などにより守り伝えられており、その伝承、後継者づくりを通じて高齢者、若者との世代間交流を図る必要があり、地域に根ざした活動の活性化につなげなければなりません。

【基本的方向】

(1) 世代間交流の促進

高齢者の知識、技能を守り、伝える機会をつくります。

伝統行事、文化活動、ボランティア活動に積極的に参加できる環境を整え、意識の高揚を図ります。

地域における知識、技術の発掘と活用に向けた子どもたちと高齢者とのふれあい交流など交流機会の充実を図り、ふるさと学習を推進します。



ほうらい祭り



おかえり祭り

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 世代間交流の促進	・ 高齢者の知識、技能を伝承する機会づくり	市、市民	
	・ ボランティア意識の啓発と参加の促進		
	・ 伝統行事・文化活動への積極参加	市民	
	・ 地域行事への積極参加		
	・ ふるさと学習事業の提供	市	



地域の子どもたちとのふれあい



柏野じょんがら踊り

3-1. 人権尊重の推進

【現状と課題】

人権とは、人間が人間らしく生きる権利のことですが、日常生活の中で、偏見や差別など、人権をめぐる様々な問題が起きています。

本市では、人権擁護委員が中心となり、人権啓発活動や人権相談を行っています。特に、子どもたちを対象に、思いやりのある豊かな心を育てるため、「読み聞かせとやさしい人権のお話会」や「ふれあい子ども映画会」を実施しています。また、人権啓発映画会などを通じて、人権思想の普及促進を図っています。

今後も、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性について十分に理解と認識を深められるよう、積極的な啓発活動に取り組み、人権意識を高めることが求められています。

【基本的方向】

(1) 人権啓発活動の推進

人権擁護委員と連携し、学校や地域における啓発活動を推進するとともに、人権啓発映画会や啓発物品の配布などを通して、市民の人権意識の高揚を図ります。



人権の花運動



人権に関する読み聞かせ会

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 人権啓発活動の推進	・ 学校等における啓発活動の推進	市	
	・ 人権啓発映画会などの開催		
	・ 人権相談の実施		

3-2. 男女共同参画社会の推進

【現状と課題】

職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において、男女の人権は平等に尊重され、公平に実現されなければなりません。しかし、人々の意識や行動、社会の慣習や慣行などにおいては、いまだに女性に対する差別や偏見、男女の性別に基づいた固定的な役割分担意識が見られます。

また、女性の社会参画が進んでいるとはいえ、行政、民間企業、団体などの公的分野でも家庭などの私的分野でも男女共同参画意識の浸透が遅れています。

これからも、男女が互いの人権と性を尊重し、自立した人間によって構成される真の男女平等が達成される男女共同参画社会の構築は不可欠です。

【基本的方向】

(1) 男女共同参画社会の推進

社会のあらゆる分野で、男女の平等なパートナーシップのもと、お互いの人権を尊重し、快適な生活を営むことができる地域社会の構築を目指し、男女共同参画都市の宣言を行うとともに「男女共同参画計画 白山21」を推進します。

また、人権侵害のない安心して暮らせる社会の実現をめざして、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」に基づき、DV防止のための啓発と相談体制の充実を図ります。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 男女共同参画社会の推進	・ 男女共同参画セミナーなどの開催	県、市	
	・ 委員会などにおける女性委員の登用率の向上	市	
	・ 男女共同参画都市の宣言		●

【達成目標】

指標内容	総合計画策定時点	現状値	目標値
委員会などにおける女性委員の登用率	25.8% (H18)	29.2% (H23)	40% (H28)

4-1. 国内・国際交流の推進

【現状と課題】

現在、国内外に姉妹・親善友好都市（以下、友好都市。）が国内に1都市、海外に5都市あり、地域の特性を活かした様々な交流を行っています。

国内の友好都市である静岡県藤枝市とは市民団体を中心に活発な相互交流が行われ、毎年多数の市民が互いの市を訪れています。

また、海外の友好都市であるオーストラリア・ペンリス市、イギリス・ボストン町、中国瀋陽市とは中高生が毎年、交互にホームステイ交流を行っており、お互いの市で同世代の学生たちや一般市民との交流を行っています。

今後、市民が友好都市をより身近に感じることができるよう、交流内容の再構築を図る必要があります。

一方、外国人研修制度の法改正の整備が進んだ平成19年以降、中国や東南アジアから外国人研修生・実習生の受け入れを行う企業が増えていること、また、近年、国際結婚の増加もあり、過去5年間で、外国人市民数は倍増しています。そのため、彼らが地域で生活していくための、コミュニケーション支援や生活支援等が一層求められていることから、今後は、白山市国際交流協会が中心となり、行政、町内会、企業等と連携して多文化共生社会の形成を推進する必要があります。

また、協会事業の企画、運営については、市民が主体的に参画できる体制の整備が求められています。

【基本的方向】

(1) 友好交流の促進

友好都市との間で文化、芸術、教育、スポーツなど多方面での交流を行うとともに、本市の情報発信を積極的に行い、交流人口の増大と、友好交流事業を通じた相互理解を進めます。

(2) 国際社会に対応する人材育成

グローバル化する社会に対応できる人材を育成するため、友好都市との青少年ホームステイ交流の実施や交換留学生及び青年海外協力隊員の派遣に対する広報活動等の支援を行います。

(3) 白山市国際交流協会への市民の参画促進

白山市国際交流協会の事業の企画や運営に、市民が主体的に参画できるよう、協会内の組織体制を整備します。

(4) 多文化共生社会の推進

外国籍の市民や外国にルーツを持つ市民（外国人市民）が、地域に安心して住みつけられる多文化共生社会の実現に取り組みます。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 友好交流の促進	・友好都市とのホームステイ相互交流の実施	市、国際交流協会	
	・国際交流事業の充実	市、国際交流協会、市民	
	・国際的支援活動の充実	国際交流協会、市民	
(2) 国際社会に対応する人材育成	・青少年の海外派遣	市、国際交流協会	
	・国際理解講座・外国語講座などの充実		
(3) 白山市国際交流協会への市民の参画促進	・市民参加型の体制づくり	市、国際交流協会	●
	・国際交流サロン施設及び事業の充実		
(4) 多文化共生社会の推進	・コミュニケーション支援	市、国際交流協会	
	・相談支援事業		
	・多文化共生の地域づくり		

【達成目標】

指標内容	総合計画策定時点	現状値	目標値
交流人口の増加	—	185人 (H22)	225人 (H28)

【友好都市一覧】

国内	静岡県藤枝市	昭和58年10月提携
海外	アメリカ・ミズーリ州コロンビア市	昭和63年3月提携
	オーストラリア・ニューサウスウェールズ州ペンリス市	平成元年11月提携
	中国・江蘇省溧陽市	平成7年10月提携
	ドイツ・ヘッセン州ラウンハイム市	平成9年5月提携
	イギリス・リンカンシャー州ボストン町	平成14年5月提携